

◎ 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三百三十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>第五条〔略〕<br/>②～⑨〔略〕<br/>〔削る〕</p> <p>第十六条〔略〕<br/>②～⑧〔略〕<br/>〔削る〕</p> | <p>第五条〔略〕<br/>②～⑨〔略〕</p> <p>⑩ 委員長は、国会の開会中その職務を行う場合においては、両議院の議長の協議して定めるところにより、職務雑費を受ける。国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第九条第二項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>第十六条〔略〕<br/>②～⑧〔略〕</p> <p>⑨ 裁判長は、国会開会中その職務を行う場合においては、両議院の議長との協議して定めるところにより、職務雑費を受ける。第五条第十項後段の規定は、この場合について準用する。</p> |